



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.12

皆さまこんにちは。

地域おこし協力隊の南畝です。

今年も秋間梅林では開花の時期を迎え、たくさんのお客様にお越しいただきました。

開花時期を終えて、今年もまた梅林での収穫作業などをお手伝いさせてもらいながら、今後の自分自身の将来についても、より現実的に考える年となります。

地元の人たちに支えていただきながら、目標とする安中市での起業に向けて取り組んでいきたいと思えます。

写真は今年の秋間梅林の開花の様子。

新しく植樹した木も綺麗に咲いてくれました！！



行政相談委員の皆さんを 紹介します



鳥越 一成
(再任)



鈴木 改
(再任)



高橋 宏明
(再任)

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として総務大臣から委嘱を受け、国道・国税・登記などの国の業務、地方公共団体が国から委任や補助を受けて行っている国民年金・生活保護などの業務について、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。

行政相談委員への相談は秘密厳守・無料ですので、お気軽にご相談ください。

本市民課 休日窓口開設日

4月7・21日 5月1・5日

午前8時30分～正午

(5月1日は午前8時30分～午後3時)

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

検察審査会制度とは？

選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起処分)が良かったかどうかを審査し、その検察官の行為に関し、民意を反映させて適性を図ることを目的とする制度です。

検察審査員の仕事は、検察官のした不起処分が国民の常識に合致しているかどうかを判断するもので、法律的な専門知識は不要です。

検察審査員の任期は6カ月で、検察審査会議は非公開で行われます。

検察審査員と同様に選ばれた補充員は、検察審査員が欠けたとき、補充または臨時の検察審査員として職務を行います。

検察審査員および補充員に選ばれたら、ぜひこの制度をご理解いただき、

ご協力をお願いします。

問合せ▼高崎検察審査会事務局

(☎027-1322-13585)

年金を受けている人が所在不明になったときは届出が必要です

○年金を受けている人の所在が1ヶ月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の人は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。

○お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。

○年金の支払いが止まっている人の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要です。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。

問合せ▼

ねんきんダイヤル

(☎0570-051165)

高崎年金事務所

(☎027-1322-4299)